【協議事項6】その他

1 高度急性期及び急性期専門部会からの意見

第15回高度急性期及び急性期専門部会(令和6年11月6日) 開催結果

○地域医療介護総合確保基金事業補助金の事業内容に関して、以下の意見あり。

地域医療介護総合確保基金事業補助金については、目的「地域医療構想 の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整 備費用等を助成する」の下に3つの補助対象が定められている。

このうち、「高度急性期機能病棟の機能を維持するために必要な経費」 については、現在、高度急性期病床が必要量よりも多い圏域の医療機関に おいてこの経費を認めると、当該圏域の過剰な高度急性期病床数の減につ ながらないことを危惧するものである。

ついては、今後県が同補助金の申請案内を行う際は、この点に留意した 内容とすることを提案する。

(参照)

資料1 地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床の機能分化・連携支援事業) の活用希望について

1ページ 病床の機能分化・連携支援事業の概要 <目的> 、<補助対象>

35ページ~ 令和6年度地域医療介護総合確保基金事業補助金概要

40ページ~ 令和6年度地域医療介護総合確保基金事業補助金【2次募集】概要

(県保健医療福祉課資料)

2 各専門部会における協議結果

第14回部会長等会議(令和6年11月28日) 開催結果

3 協議する意見(案)

高度急性期及び急性期専門部会からの意見について、調整会議として 承認し、県担当課へ提案する。